

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
岡山市立市民病院レストラン・職員食堂運営事業者募集の公示

岡山市立市民病院におけるレストラン・職員食堂について、公募型プロポーザル方式により運営事業者の募集を行うので、公示する。

令和 4 年 10 月 31 日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
理事長 松本 健五

岡山市立市民病院レストラン・職員食堂運営事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、令和 5 年 4 月から岡山市立市民病院（以下、「当院」という。）において、病院利用者等及び職員を対象としたレストラン・職員食堂（以下、「レストラン等」という。）の運営を行う事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

当院のレストラン等では、病院という環境を踏まえながら、上質なサービスを提供し、十分な感染防止対策を行ったうえで病院利用者、職員に喜ばれるレストラン運営を期待する。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定する。

3 募集事業の概要

- (1) 事業名 岡山市立市民病院レストラン・職員食堂運営事業
- (2) 設置場所 岡山市立市民病院（岡山市北区北長瀬表町三丁目 20 番 1 号）2 階
- (3) 店舗面積 348.03 m²（壁芯）
（一般客用エリア 81.55 m²、職員用エリア 147.82 m²、厨房 105.16 m²、事務室 13.50 m²）
- (4) 事業内容 当院が店舗用区画として指定する場所において、「岡山市立市民病院レストラン・職員食堂に関する仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める貸付期間中にレストラン等の運営（運営に必要な調理用器具、食器等の調達を含む。）及び維持管理等の業務を行い、貸付期間終了までに、原状回復を行うことを事業内容とする。
- (5) 契約形態 店舗の運営及び維持管理等を条件とする借地借家法（平成 3 年法律第 90

号) 第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約

- (6) 賃貸借料 仕様書 4 ページ 7 のとおり
- (7) 契約期間 事業契約締結日から令和 12 年 3 月末までの約 7 年間
- (8) 運営条件等 仕様書のとおり

4 スケジュール

- (1) 募集要項の公示開始 令和 4 年 10 月 31 日(月)
- (2) 質問の受付期間 令和 4 年 10 月 31 日(月)～11 月 14 日(月)
- (3) 質問への回答 令和 4 年 11 月 18 日(金)
- (4) 現場説明会 令和 4 年 11 月 11 日(金)
- (5) 参加表明書の提出期限 令和 4 年 11 月 21 日(月)
- (6) 企画提案書の提出要請 令和 4 年 11 月 24 日(木)
- (7) 企画提案書の提出期限 令和 4 年 12 月 8 日(木)
- (8) プレゼンテーション 令和 4 年 12 月 20 日(火)
- (9) 選定結果の通知 令和 4 年 12 月 26 日(月)

5 参加資格条件

プロポーザルの参加資格条件として令和 4 年 10 月 1 日現在において、次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、事業契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。

(1) 事業実績

応募時点において、3 年以上継続して 50 席以上の一般食堂、レストラン営業の実績があり、かつ安定した経営能力を有していること。

(2) 許認可等の取得者

営業に関し必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可を営業開始までに確実に取得できる者であること。

(3) 失格要件のない者

次の①～⑦までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て中又は更生手続き中の者
- ③ 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立て中又は再生手続き中の者
- ④ 直近過去 3 年間において、食品衛生法に規定する罰則の適用を受けたことのある者
- ⑤ 国税、県税及び市町村税を滞納している者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 募集要項の交付期間及び入手方法

(1) 交付期間

令和4年10月31日(月)～令和4年11月21日(月)

(2) 公示場所

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターホームページ（契約入札情報）

URL (<https://okayama-gmc.or.jp/bid>)

7 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 提出期間 令和4年10月31日(月)～令和4年11月14日(月)午後5時まで

(2) 提出先 本書8ページ17書類提出先

(3) 提出方法 電子メールの添付ファイルにて提出すること。

電話・訪問による質問は受け付けない。

(4) 回答 質問に対する回答は取りまとめて、全質問者に電子メールで返信する。

なお、質問に対する回答は、本要項等の追加または修正とみなします。

8 現場説明会及び日付

(1) 現場説明会会場

岡山市立市民病院 令和4年11月11日(金) 16:00～17:00(予定)

集合場所 岡山市立市民病院4階事務局受付

※現場説明参加希望者は、令和4年11月7日(月) 17:00までに本書8ページ17書類提出先に電話で申し込むこと。

(2) 参加可能者要件

① 過去3日間の行動歴に問題（下記参照）がないこと。

1. コロナ患者との接触

2. 危険地域への移動

ただしPCR検査による陰性証明書（現場説明会前より2日以内発行の物）をもって①の要件の代わりとすることができる。

② 過去3日間の体調に問題（下記参照）がないこと。（「様式4 説明会前3日間の体調記録に記入）

1. 発熱

2. 感冒症状

3. 嗅覚味覚症状

4. 消化器症状（嘔吐・下痢）

(3) 参加にあたっての注意事項

1. 当日は必ず不織布マスクを着用すること。ヘアークャップ、清潔な靴（厨房内に入

- る用)を持参すること。
2. 「様式 4 説明会前 3 日間の体調記録」・「様式 5 情報提供書」をあらかじめ記載し提出すること。
 3. 現場説明会后、3 日以内に体調に変化があった場合は本書 8 ページ 17 書類提出先へ連絡すること。
 4. 宿泊をする場合には原則としてホテル内行動のみとし外食を避けること。
 5. 現場説明会時に発生した疑義は原則、質問書の提出により質問すること。
※ただし、施設の構造等に係る軽微な質問はこの限りではない。

9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、下記の書類（参加表明書等）を提出し、参加資格の審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 事業実績調書（様式 2-①, 2-②）
- ③ 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書（直近のもの）
- ④ 発行後 3 ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合）
- ⑤ 発行後 3 ヶ月以内の身分証明書（個人事業主の場合）

※身分証明書は、破産していないことの証明であり、本籍地の市町村において発行される。

- ⑥ 発行後 3 ヶ月以内の登記されていないことの証明書（個人事業主の場合）

※登記されていないことの証明書は、成年被後見人又は被保佐人の記録がないことの証明であり、法務局において発行される。

- ⑦ 財務諸表類の写し（直近のもの）

a)法人の場合は、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの

b)個人事業主の場合は、所得税確定申告書の写し

- ⑧ 会社概要又は事業概要等

※応募企業の事業内容、事業の経歴・概要がわかるもの。パンフレット等でも可。

- (2) 提出期間 令和 4 年 10 月 31 日(月)～令和 4 年 11 月 21 日(月)午後 5 時まで

- (3) 提出先 本書 8 ページ 17 書類提出先

- (4) 提出部数 各 1 部

- (5) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参の場合、土日祝日を除き各日午前 9 時から午後 5 時までを受付時間とする。郵送の場合、書留等の確実な方法を取り、提出期間中の必着とする。

10 参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者には、令和4年11月24日(木)までに、企画提案書の提出要請を文書により通知する。

11 企画提案書の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、下記の書類(企画提案書等)を提出すること。提出後、この企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 (様式3)
- ② 企画提案内容書 (下記(6)のとおり)

(2) 提出期間

令和4年11月24日(木)から令和4年12月8日(木)午後5時まで

- (3) 提出先 本書8ページ 17 書類提出先
- (4) 提出部数 各9部 (正本1部、副本8部)
- (5) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参の場合、土日祝日を除き各日午前9時から午後5時までを受付時間とする。郵送の場合、書留等の確実な方法を取り、提出期間中の必着とする。

(6) 企画提案内容書の作成項目及び評価項目

① 企画提案内容書提案項目

	項目	記載内容
①	本事業を行うにあたっての方針・コンセプト (A4判1枚)	提案者の本事業を行うに当たっての取組み方針。営業時間、店舗運営の方法等を記載すること。
②	レストラン等内レイアウト (内装設備については現状変更を希望する場合) 家具・食器類等 (様式任意)	レストラン等内のイメージ図、使用予定の家具・食器・什器備品等を記載すること。
③	提供メニュー・価格 (A4判1～4枚)	外来レストラン利用者・職員食堂利用者の提供予定メニューと価格を写真付きで記載すること。
④	付加的サービスの提案 (A4判1～3枚)	外来利用者・職員のレストラン利用促進・福利厚生 の充実を図るサービスについて記載すること。
⑤	従業員の配置計画 (A4判1～2枚)	従業員の配置計画、時間毎の人数。業務責任者等の体制について記載すること。
⑥	食材の管理、搬入の頻度・方法 (A4判1～2枚)	食品の管理・廃棄物の処理方法。食材の搬入頻度。衛生管理、感染防止策について記載すること。

⑦	開店までの準備スケジュール (A 4判1枚)	内装等工事を希望する場合、備品搬入、手続き等についてのスケジュールを記載すること。
⑧	賃貸借料・収支見込 (A 4判1～2枚)	仕様書に基づく賃貸借料と、利用者数、客単価、人件費、材料費、内装等工事費、光熱水費等を見込んだ収支計画を記載すること。 賃貸借料の加算額に関する提案があればあわせて記載すること。その割合は、月次の売上に対する率として記載する。

② 企画提案書の評価項目

	項目	配点
①	事業実績	10
②	事業実施の際の方針・コンセプト	10
③	座席レイアウト、家具・食器	5
④	提供メニュー及び価格	25
⑤	付加的なサービスの提供	15
⑥	従業員の配置計画	10
⑦	食材の管理、搬入方法・頻度	10
⑧	開店までの準備作業スケジュール	5
⑨	賃貸借料の加算額	5
⑩	収支見込の妥当性	5

③ 企画提案書作成上の注意

企画提案書を作成する際には、分かりやすい具体的な提案をすること。提案書では略語等を用いず、一般的な用語等を使い記載することとする。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

(1) 日程及び場所等

企画提案書提出後、文書で通知する。

(2) 留意事項

① 時間は、1 提案者あたり 25 分程度を予定する。

（プレゼンテーション 15 分・ヒアリング 10 分）

② 企画提案書受付順にプレゼンテーション等は実施する。

- ③ プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- ④ プレゼンテーション等に参加できる人数は、3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーション等に用いる資料は、企画提案書の内容のみとする。

13 審査・選定

事業者選定の審査は、岡山市立市民病院レストラン・職員食堂運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

提出書類及びプレゼンテーション等を踏まえて、評価基準に基づき選定委員会が総合的に審査の上、最優秀提案者及び次点者を選定する。選定結果については提案者全員に書面にて通知する。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーション等の開始時間に遅れた者又は出席しなかった者
- (4) 本プロポーザルの手続き期間中に指名停止を受けた者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

15 選定後の手続き

- (1) 選定後、最優秀提案者と本事業実施に関する契約の締結に向け協議を行う。
- (2) 最優秀提案者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者を繰り上げ、契約に向けた協議を行う。

16 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 参加表明書がその提出期限までに到着しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類は、提案者に無断で、事業者選定の用以外の目的に使用しない。
- (7) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (8) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等に

つき、当院が補正を求めた場合を除く。

(9) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがある。

(10) 参加者は、選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることはできない。

17 書類提出先

〒700-8557

岡山市北区北長瀬表町三丁目 20 番 1 号

地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター

岡山市立市民病院

総務課施設係 担当 片山雅登

電話 086-737-3000

FAX 086-737-3019

e-mail : masato_katayama@okayama-gmc.or.jp